明治期から昭和戦後期までの日本における児童養護実践自立事例の検討
ー福田会育児院における修業・独立退院・就職事例を通してー

小泉　亜紀

はじめに

福田会育児院は、明治維新後の社会的混乱の中で生じた児童の貧困問題への対処、神道国教化に伴い生じた廃仏毀釈運動による仏教界衰退への対処の役割も担い誕生した（吉田1964：105）とされており、1876（明治9）年から仏教関係者等を中心に創設に向け動き出し、1879（明治12）年に東京府日本橋区南茅場町（現在の中央区日本橋茅場町）の智泉院（天台宗）に仮事務所を開設し、児童の受け入れを開始したことから養護実践が始まったといえる。その後、収容人数の増加に伴い、1881（明治14）年には本郷区龍岡町（現在の文京区湯島）麟祥院（臨済宗）に移転し、1889（明治22）年には規則の改正とともに院児の養育・財政的支援にかかわる恵愛部が組織された。さらに、濃尾震災などの震災遺児や日露戦争などの出征者遺児などの受け入れをし、児童の増加がみられ、1892（明治25）年には麻布区笄町（現在の港区西麻布）長谷寺（曹洞宗）に移転した。1912（明治45）年には豊多摩郡渋谷町笄開谷にある御料地（現在の渋谷区広尾）へ移っていった[1)]。現在は社会福祉法人福田会として運営されており、福田会育児院の実践内容を引き継ぐ児童養護施設広尾フレンズのほかに、高齢者施設、障害者施設も併設されている。

本稿では、上記の福田会育児院を事例に、児童養護実践史の一部を明らかにするため、施設を退院（退所）していく院児についての分析を中心とし、支援する職員や院外の関わりについても触れ、その結果をまとめたものである。具体的には、明治・大正・昭和期（20年代まで）の院児の修業と独立退院事例についてとりあげ、就職事例については戦後昭和期（40年代まで）についてとりあげ、検討している。

1．先行研究レビューと研究の目的

(1) 先行研究

1）福田会育児院に関するもの

吉田久一は、「明治10年代の代表的育児院は79年設立の仏教施設福田会育児院である。」（吉田1960：92）とし、明治「十年代末から二十年代初頭にかけて、育児院の経営や児童の救養は成績があがらないばかりでなく、処遇も非衛生的であった。」という現実と、それに対応する養育法の改良や、規則を新たにし恵愛部を組織したことを指摘している（吉田1964：109）。しかし、その養護内容の明治期から昭和期にかけての詳細を述べてはいない。

滝口桂子[2)]は、福田会育児院に関して、明治期に限定して、『福田会沿革畧史』を中心に参考として述べており、「養育方法」において、「院児」を、院内児と院外児（里親乳養、里預け）、その他の院外児には修業児と留養児があ

るとしている（滝口1989：125）。「入院手続」については、「院児履歴簿」について紹介している（滝口1989：125・126）。「院内の日常生活」については、長谷寺境内の新築院舎での生活を中心に述べ、「生活の場」、「日課」、「保健衛生」、「行事」、「保母の役割」についてまとめている（滝口1989：125-129）。

宇都榮子を中心とする研究会において2008年から研究分野の分担をしながら研究成果としての論文・資料をまとめてきている[3)]。筆者も、2010年から資料整理作業に参加させていただき、2013年から研究作業を進めてきており、児童養護実践史をまとめることを課題としている[4)]。

2）児童の修業・就職に関するもの

今回は明治期から昭和戦後期までみていくこととなるので、それらの時期に関連するものをレビューする[5)]。

① 近世・近代

沢山美果子は「保護と遺棄の問題水域と可能性」（橋元・沢山2014：第1章）において、「子どもの保護と遺棄」として、捨て子を取り上げ、「世間に子どもを委ねるという意味での捨て子が、地方によっては近代以降も続いていたという歴史的事実は、近世の藩、町、村という重層的な場での捨て子システムから近代の児童院などの公的施設への展開という側面のみならず、近世から近代への公共空間の歴史的展開やその質的転換の過程の解明を課題として浮かびあがらせる。」（橋元・沢山2014：34）と述べている。また、「さらに『保護と遺棄』という視点は、近世から近代への展開をめぐって、従来の社会事業史や児童問題史が展開してきたような、日本であれば近世の町、村による捨て子養育から近代的施設での棄児養育へ、ヨーロッパであれば教会などによる捨て子院から近代国家による近代的児童保護へという、前近代と近代の断絶のみでは捉えられないことを浮びあがらせる。それだけではない。近代以降の『近代家族』の規範化と『保護される子ども像』の下層社会への浸透と『遺棄される子ども』の忌避、あるいは社会福祉政策によって国民国家に回収される人々、といった単線的で一元的な社会福祉史の枠組みの問い直しを求めるものである。」とし、「そこでは、一つには子どもの保護の場であり、いのちを繋ぐ場としての家族、二つには子どもの置かれた位置の社会的経済的背景、とりわけ児童労働のあり様、三つには子どものいのちをめぐる心性、この三つの位相の歴史的変化を架橋することが求められる。」と述べている（橋元・沢山2014：39・40）。本稿では、三つの位相の内、「子どもの置かれた位置の社会的経済的背景」である「児童労働」に近い視点でみていくことを目的としているので、この沢山の論点は非常にかかわりのある論点であると受け止めている。

土屋敦は、「戦前期の孤児施設と敗戦後の社会的養護問題」（土屋2014）において、室田の『子どもの人権問題資料集』（2009-2010、不二出版）所収の孤児院資料の設立年と運営時期を引用し、「近代初期における孤児院の設置が明治20年代から30年代初頭に集中してなされていた」ことを指摘し、「仏教系の孤児院としては、1879（明治12）年に福田思想に依拠した福田会育児院の運営が開始されたのを皮切りに」と、代表的な仏教系の孤児院の創設について触れている（土屋2014：11）。

② 戦中期

高岡裕之は「戦時期日本における『児童保護』の変容－人口政策との関連を中心に」（橋元・沢山2014：第9章）において、「1937

年7月に勃発した日中戦争がアジア・太平洋戦争へと拡大する過程で成立した日本の総力戦体制は、児童保護事業にも大きな影響を与えた。」（橋元・沢山2014：276）とし、戦時期の厚生行政の展開を検討し、「児童保護事業の変容を促したのは、『戦時社会政策』のうち、とりわけ『民族』的観点に立脚した人口政策論の台頭であり、またその過程は厚生行政そのものの変容過程であったと考えられる。」（橋元・沢山2014：277・278）と述べている。そして、厚生省成立前後の変化に着目した高岡は、厚生省成立前の児童保護事業として、「児童保護事業に関する体系」（1927年12月、第4回社会事業調査会[6)]）についてとりあげている。その内容は以下の8項目である。

①妊産婦保護（産院、巡回産婆、妊産婦相談所等）、②乳幼児保護（託児所および乳幼児健康相談所、乳児院、牛乳配給所等）、③病弱児保護（虚弱児保養所、児童病院等）、④貧困児童保護（児童扶助法の制定等）、⑤少年職業指導・労働保護（少年職業紹介事業の改善等）、⑥児童虐待防止（児童虐待防止並びに保護に関する制度の確立）、⑦不良児童保護（感化法の改正）、⑧異常児童保護

⑤について「内務省・文部省の連携により少年職業紹介の仕組みが整備されたほか、工業労働者最低年齢法（1923年制定、26年施行）等による児童労働の規制強化に続いて、商店従業員の保護が課題とされ（33年法案要綱発表、37年新法案要綱作成）、38年3月に至り商店法が成立することになった（橋元・沢山2014：278・279）。

厚生省設立後について、「設立当初の厚生省は、それゆえ同省の母体となった内務省社会局・衛生局の政策路線の延長線上にあった。厚生省社会局に児童保護事業を管轄する『児童課』が新たに設けられたことは、その一つの現れである。児童課の管轄は、①『母子保護に関する事項』、②『少年教護に関する事項』、③『児童虐待防止に関する事項』、④『保育隣保の施設に関する事項』（1939年4月追加）、⑤『其の他母性及び児童の保護に関する事項』であったが（「厚生省分課規定」）、このうち①～③は母子保護法、少年教護法、児童虐待防止法にそれぞれ対応している。」（橋元・沢山2014：281）との説明があり、「厚生省社会局児童課および児童保護関係者は、『人的資源の拡充強化』という戦時『国策』の下に、児童を『国防、経済、社会、文化の全般に亘る人的資源の根幹』（「厚生大臣諮問に対する答申」）と位置付けることで、児童保護行政の確立と児童保護事業の拡大強化を目指していた」（橋元・沢山2014：283）と述べられている。

例えば、本稿のテーマに関わる部分といえる「少年職業紹介の仕組み」についての具体的報告である「少年職業紹介施設及取扱成績」（中央職業紹介事務局、大正15年）と「小学校卒業児童就職に関する資料」（厚生省職業部、昭和15年）の比較をしてみる（木村元編・解説『人間形成と社会Ⅲ　第2巻　青少年労働市場に関する調査資料』クレス出版、平成24年）。

「少年職業紹介施設及取扱成績」（中央職業紹介事務局、大正15年）の「紹介及就職」には、以下のような説明がある。

職業紹介所に於ては就職希望児童に対しては、小学校より希望職業、学業成績、体格、性質、特殊技能等の通報を受け職

業紹介所より小学校へは予め求人口を通報し又希望に依り適性検査の設備ある職業紹介所に於ては之を行ひ或は少年職業紹介委員の設けある職業紹介所に於ては此等委員と協議を遂げ個性と趣味に適応する職業に紹介せしむることに努めた又1、2の職業紹介所に於ては小学校をして通報の求人口に対せる紹介に当らしめ、其の結果は通報を受くることにした、而して求職者壹万六千四百七人中紹介人員九千七百八人にして求職総数の59.2%に当り、就職者は六千三百一人にして紹介総人員の65.2%である、之を職業別に見ると見習工38.8%、小店員25.6%、給仕15.5%で事務見習、其の他之に亜ぐ

「小学校卒業児童就職に関する資料」(厚生省職業部、昭和15年)の「昭和13年3月小学校卒業(退学)児童修業状況調」の「調査方法」には、以下のような説明がある。

本調査は昭和5年7月16日社発第140号を以て社会局社会部長より各地方長官宛の通牒に基き各地方長官より昭和13年3月小学校尋常科卒業児童、高等科半途退学児童及高等科卒業児童に就き同年10月1日現在を以て其の就業状況を調査報告ありたるものを集録し其の概況を記述せるものである。」とあり、「概要」には、「就業者総数(家事に従事せる者及雇用せられたる者を含む)901,751人に就いて、之を職業別に看るに最も多きは『農林業』の349,338人(総数の38.7%)にして『工業及鉱業』の224,505人(総数の24.9%)之に亜ぎ、以下『商業』123,567人(総数の13.7%)、『戸内使用人』100,425人(総数の11.1%)、『雑業』52,391人(総数の5.8%)、『水産業』19,954人(総数の2.2%)、『通信運輸』18,756人(総数の2.1%)、『土木建築』12,815人(総数の1.4%)の順序となっている。

このように、中央職業紹介事務局から厚生省職業部への変遷にともなう管轄の違いがある。そして、調査結果の違いが見て取れる。例えば、職業の分類として大正期は見習工や給仕などがあげられ、その他は「其の他」になっているが、昭和期は職業分類も増えており、商業や通信運輸などもみられる。また、昭和期は「修業状況の調査報告」とあるが、大正期は「職業紹介所」が「個性と趣味の適応する職業に紹介」するとある。

③ 戦後

土屋は、「敗戦後」の時期を対象に、「社会病理」としての児童問題と「家族病理」としての児童問題をテーマに、前掲書にて述べる際に「概念整理および時期区分」を行っている(土屋2014:21)。特に時期区分については、「第Ⅰ期(敗戦後期)」を敗戦後から1960年代初頭までとし、対象児童を戦災孤児、浮浪児、不良児、捨児などとしている。「第Ⅱ期(高度経済成長期)」は1960年代初頭から1980年代後半までとし、対象児童のカテゴリーを離婚家庭、置き去り児、放置児、子捨て・子殺し、親の蒸発などとしている。「第Ⅲ期」は1990年代初頭から現在までは、対象児童は被虐待児(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)などとしている。本稿では、この第Ⅰ期の部分までをみていくこととしている[7)]。

また、沢山は前掲書にて、上記の区分の第Ⅲ期にかかわることに言及しており、「1990年代以降のセーフティネット史が提起してき

たセーフティネットという視覚や、歴史的視点から『福祉』の重層的構成を明らかにしようとしてきた『福祉の複合体論』は、重要な論点を提供する。」（橋元・沢山2014：34）としている[8]。

④ 現代

谷口由希子は、現代の児童養護施設における生活過程のフィールドワーク調査結果の中から「脱出」という概念を用いて、「施設の入所局面および退所局面」を示している（谷口2011）。特に「退所の局面」に注目してみると、退所の形態を4類型し、「計画的な退所」には「進学・就職による退所」と「家族の生活の変化による家庭復帰」があるとし、「突然の退所」には「非進学・高校中退による退所」と「学園から離れる選択肢としての家庭復帰」があるとして、分類している（谷口2011：120-127）。副題に「子どもたちはなぜ排除状態から抜け出せないのか」とあるように、退所後の生活の課題としての居場所や相談相手についてなども分析しており、社会的な背景による問題点も考察している（谷口2011：127-133）。

(2) 研究の目的

1) 入退院（入退所）について

① 対象と養育内容

まず、規程[9]を中心にみていくと、例えば、明治期の院児について、「福田会育児院管理規則」(1891（明治24）年制定、改正後のもの、中里1909、85-98）には、「第一章　総則」の内容を以下に示す。(「第二章　入院」、「第六章　退院」に示されているが詳細は拙稿2013参照。)

> 「本院は無告の孤子又は疾病罹災等の為め貧困を極めたる者の子女弟妹等にして当歳より満六歳迄の幼稚者を入れ救育する所とす」(第一条)
>
> 「入院の幼稚者は総て院児と称呼し之を院内院外の二種に分つ」(第二条)

具体的には、「院内養育」（第三章）「院外養育」（第四章）「教育」（第五章）の三つの分類されている。「院内養育」については、施設内での教育などは含まれるが、食事や衣服、入浴や病気に関することなど、施設内での生活全般のことである。「院外養育」は、満三歳以下の子どもを院外保母という里親に託して里子としての生活である。満三歳以上になると、院内養育つまり施設に戻るということになる。「教育」は、満六歳以上の子どもは尋常小学校に入学し、その後十二才以上や十五歳以上などの年齢の区切りや男女により専門業者に託され技術を習う等がある。(表1参照)

このように、規程の中には、「修業」というものは出てこないが、実態としての説明ととらえることができる『財団法人福田会育児院概要』(1922（大正11）年、18-20）の「執務概要」には以下のような分類が示されている。(表2参照)

「院内乳児」は「哺乳児にして里親委託迄院内乳児室に収容保育す」、「院外乳児」は「所謂里児にして数十年来特定せる里親村落を有し該農家の乳児を失ひたる母親に託す」として、乳児を院内外で分けている。「院内児」は、「満四歳以上発育充分なる児童は本会育児寮に於て教養す」として、「育児寮五棟一棟毎に保姆助手二名、定員十三名以下、各独立の家庭的教養を施す」、「幼者は院内幼稚園に於て教育し学齢に達すれば公立小学校に通学せしめ尚ほ学術優良なる者は高等教育に就かしむ」とあり、院内の養育についてと

表1　規程に示される養育内容の分類（明治のある時期を例に）

入院児の対象年齢	0歳～6歳	養育分類	院内養育（満3歳以上）
入院児の呼称	院児		院外養育（里親のもとで里子）
入院後の養育	院内院外		教育（満6歳以上）

表2　施設概要に示される養育内容の分類（大正期の財団法人化後を例に）

院内乳児	里親委託まで院内乳児室で保育	教育	幼稚園、公立小学校、高等教育
院外乳児	里親村の母親に託す	院外養児	養子縁組の退院手続き中
院内児	満4歳以上発育十分な児童を教養	修業児	実業習得の為良家に委託教養中

教育についてが示されている。「院外養児」は「良好なる教養者と認定せる家庭に委託する児童にして養子縁組の退院手続中にある者なり」、「修業児」は「義務教育を終り尚ほ本会保護の必要を認むる者は実業習得の為め良家へ委託教養中の者なり」と、「修業児」の説明がされている。

② 入退院（入退所）について

入退院の理由については、『福田会沿革畧史』（中里1909：146-150）の統計資料の項目をみていくと、「入院児事歴大別表」の分類項目には、「入院理由」として、「死亡、疾病、失踪、貧困、棄児」が記されており、退院理由は同資料所収の「退院及死児年度区分表」に、「生家復帰、信尼、農家に養われしもの、商家に貰われしもの、医師の家に貰われし者、会社員、巡査に貰われしもの、職工に貰われしもの、力役に従事するもの、俳優、死亡」と分類されている。

また、拙稿「福田会育児院における院内処遇史①―先行研究と福田会規定類・月報からの検討―」（『福祉専修』第35号、専修大学社会福祉学会、2014年3月）において、福田会育児院発行「月報」[10]の記事を分析した作業を通して、「入院理由」は、「父母が死亡、父又は母の一人死亡、父又は母の疾病、父又は母の事故（失踪又は入獄など）、その他（災害や戦争など）」、「退院理由」は、「養子、引戻（引き取り、復籍・帰郷）、丁年（自立）、死亡（病死など）、その他」と分けることができた。

両分類を参考に表3のように分類した。実際には、理由が重複していることも多くみられた。

③ 教育とのかかわり

福田会は、麟祥院に施設があったころ、1892（明治25）年に福田会育児院尋常小学校を設置したが、その後すぐ長谷寺へ移転し、小学校を維持した。しかし、1907（明治40）年に付属小学校を廃止とした時期があった。

また、『福田会定款』（明治32年）の「第五章　教育」の内容を以下に示す。教育における就業・就職を意識がみられるのがわかる

表3　入院理由と退院理由

入院理由	両親あるいはどちらかの死亡	退院理由	引戻（生家復帰・復籍、引取等）
	両親あるいはどちらかの病気		養子縁組
	両親あるいはどちらかの事故（失踪・入獄等）		自立（丁年、独立・就職等）
	その他（災害・戦争等）		死亡

（表4参照）。

> 第三十一条　院児教育の程度を定むる左の如し／就業／男　農商工其他手芸／女　裁縫看護婦産婆其他手芸　第三十二条　院児満六歳に至れば男女其室を別ち起臥せしめ尋常小学校に入れ修学せしむ／但本院事業拡張の上は六歳未満者の為め教師を聘し幼稚園の教育を施すことあるべし　第三十三条　男女とも十二歳以上の者は灑掃応対殊に女子は庖厨等家事を見習はしむべし　第三十四条　院児満十二歳以上の者は其性情の適する所を察し或は商工業者に托して其職業を習はしめ立身の方途に導くことを務むべし／但修学中の者若しくは専門学を卒業して特別の望ある者は例外とす　第三十五条　院児女子満十二歳に達したるときは裁縫師に就き其業を習はしめ満十五歳に至れば産婆看護婦又は機織其他の女工等其望む所に従ひ便宜其学若しくは其業に就かしむることを務むべし　第三十六条　院児の学資は之を常費より支弁すべし／但毎年予算調査に際し其翌年に於て入学せしむべき者あるときは其学資予算を常費に加算するを要す
>
> （中里1909：92・93）

「月報」の中の大正時代のある時期の「教育」に関する説明には、「幼稚の児童は本会内に幼稚園が特設されてあつて、専任の娯姆教師が遊戯、唱歌、手芸等を毎日教えて熱心に保育に竭して居るのである。就学児童は普通の小学校へ託してある。現今、市立の小学校及び郡の小学校に通学して居る児童は男女通じて三十五名ある。それから義務教育を終ても尚進むで高等教育を受しむる必要があるものには其を実行する、今日、実践女学校に通学して居るのが女子で二名、高等小学校に入しめてあるのが男子に一人あつて、何れも成績が良いと謂れて居る。」（『福田会月報』第130号、（1913（大正2）年10月10日）1-6）とある。

2）本稿の目的－退院（退所）していく児童の独立・自立（自立支援）

例えば、大正期の福田会育児院発行の「月報」掲載記事に、大正時代初頭の「本会に於ける育児現況」が記されている（『福田会月報』第130号、（1913（大正2）年10月10日）1～6）。当時としての自立を支援する考えを持っていたことがうかがえる。

> 創立当初に在ては単に或悲惨の境遇事情の下にある哺乳児を収容して、生活の自由を与へ、生命を安全にして遣るといふことが目的であつた。それが進歩して児童の生命生活を保護するばかりでなく、彼等が成長すると是に適当な幼稚教育を与へ、それから普通教育を施して児童の智育といふもの

表4　教育の中の職業的要素（明治期を例に）

男	農・商・工・手芸
女	裁縫・看護婦・産婆・手芸
12歳以上	掃除（特に女は家事）
	性格に適した所を探し、商工業者に托し、職業を習はせ、自立に導く
12歳以上女	満十二歳に達したら裁縫師に就その業を習わせ、満十五歳に至れば産婆看護婦又は機織、女工等、望む所のために便宜、学業に就かせる

を啓発せねばならなかった。それと倶に彼等の精神的方面の開拓をも為た。そして義務教育を終たからと謂て児童に対する本会の目的を達したとは謂へなくなつた。彼等を社会に出して、社会の一人として活動し得るだけの者に仕立上る義務が生じて来た。

そして、前出の院外児（里子、修業、留養）と院内児の分類を説明しているが、それに続く内容のうち、特に修業に関する部分を以下に示す。特に修業については、児童の個性や成績を考慮して、適切な修業先を選択していることがうかがえる[11)]。

修業、留養、この二つ意味は異ふが、同じく本会に在籍の者であるから、本会では殆ど同一に扱かつて居る、修業といふのは商家とか、工場へ職業を見習に遣てある者、留養といふのは他家へ養子或は養女に貰はれて行た者であるが未だ送籍せぬ者を謂ふのである。本会の現在の方針では修業、留養ともに拒絶を為て居る。従来の方法は他動的で、他から需むる者があるに従がつて、奉公に出すとか、養子に遣るとかしたものであるが、どうも成績が悪い。需むる方では孤児院の子供だから普通の者よりも使ひ易いだろう。何処へも便る所がない者だから苦しい辛抱もするであらう。といふ卑劣な考から連て行のがある。本会で自由に育つた性質の素直な児供も、かういふ無慈悲な人の腕にかゝつて凌辱を加へらると、児童の気性は全く変つて了ふ。殊に他へ遣る年齢は十四五歳からの最も危険な時期であるから、充分注意せぬと児童の生涯は取返しがつかぬやうな不良の者になる。それから又、確実で、児童に対しても相応な待遇をしてくれる家へ行た者の中には、児童の性質が其職業に適せぬとか、商売人には向ぬとか、いろいろな批難が生じて来る。これは詮り児童の性質をよく見て、かういふ者であるから、かういふ事に適するとか、適せぬとかいふ弁別を欠たの由つたのである。それで今日では、従来の苦い経験に省て、すべて他からの需に応せぬことにした。他へ修業に出すべきものがあれば其児童の個性と成績に仍て、本会より適当の処を選択して修業せしむる方針を取て居る。また留養といふ養子、養女に遣る方は絶対的に拒むで居る。

このように、当時から、児童の退院・退所後について考えた養育がなされていたと考えられ、時代により「自立」の意味合いは違えども、教育や修業などの経験を通して、自立していくことを考えた「自立支援」の実践があったと考えることができるのではないかと仮定する。それを実証するため、本稿は、修業について、修業の経験などを経て独立退院や就職をしていくということについて、それぞれの実際を確認することと、明治期から昭和期・戦後までの各時代の特徴をみていくことを目的とする。

2．入院と退院についての実態

(1) 統計

1）入院数・退院数・総数

創設された1879（明治12）年から1966（S41）年までの入・退院数と総数を以下の表5と図1・2に示す。これらの数は、その年の年末（資料によっては年度末）の数である。入院退院数は、

その年（度）内に何人の入退院者がいたのか、総数はその年（度）末時点で何人の院児が在籍しているのかを示している。

表５　福田会育児院における総数・入退院数（明治12～昭和41年）

年度	総数	年内入院数	年内退院数
1879（M12）	47	47	6
1880（M13）	68	39	17
1881（M14）	73	26	22
1882（M15）	63	13	22
1883（M16）	56	10	17
1884（M17）	55	10	11
1885（M18）	45	9	20
1886（M19）	38	7	14
1887（M20）	35	11	14
1888（M21）	28	7	12
1889（M22）	26	13	15
1890（M23）	42	24	10
1891（M24）	74	42	10
1892（M25）	59	0	15
1893（M26）	56	7	10
1894（M27）	56	8	8
1895（M28）	55	8	9
1896（M29）	81	31	5
1897（M30）	73	3	11
1898（M31）	79	10	4
1899（M32）	83	16	12
1900（M33）	85	8	6
1901（M34）	92	16	9
1902（M35）	94	10	8
1903（M36）	96	9	7
1904（M37）	104	11	3
1905（M38）	112	22	13
1906（M39）	123	31	18
1907（M40）	136	29	17
1908（M41）	134	11	13
1909（M42）	121	8	12
1910（M43）		7	10
1911（M44）	129	8	19
1912（M45/T元）	139	19	8
1913（T2）	140	22	21
1914（T3）	—	—	—
1915（T4）	130	11	20
1916（T5）	126	19	23
1917（T6）	127	27	25
1918（T7）	147	20	21
1919（T8）	128	22	23
1920（T9）	—	—	—
1921（T10）	140	19	10
1922（T11）	—	—	—
1923（T12）	—	—	—
1924（T13）	—	—	—
1925（T14）	—	—	—
1926（T15/S元）	—	—	—
1927（S2）	—	—	—
1928（S3）	141	25	22
1929（S4）	—	—	—
1930（S5）	—	—	—
1931（S6）	—	—	—
1932（S7）	139	32	29
1933（S8）	—	—	—
1934（S9）	—	—	—
1935（S10）	—	—	—
1936（S11）	—	—	—
1937（S12）	168	48	42
1938（S13）	166	33	35
1939（S14）	178	47	35
1940（S15）	172	28	34
1941（S16）	173	35	34
1942（S17）	—	—	—
1943（S18）	—	—	—
1944（S19）	—	—	—
1945（S20）	—	—	—
1946（S21）	—	—	—
1947（S22）	47	12	10
1948（S23）	—	—	—
1949（S24）	44	24	8
1950（S25）	—	23	11
1951（S26）	—	—	—
1952（S27）	95	25	18
1953（S28）	98	16	13
1954（S29）	56	11	6
1955（S30）	46	0	10
1956（S31）	45	9	10
1957（S32）	50	12	7
1958（S33）	48	14	16
1959（S34）	54	13	8
1960（S35）	46	5	13
1961（S36）	45	10	10
1962（S37）	41	16	19
1963（S38）	47	18	11
1964（S39）	42	13	18
1965（S40）	39	15	20
1966（S41）	37	1	8

※データ掲載資料が無く、数がわからない年は「－」とした

（参照）明治12-41：『福田会沿革署史』、明治42-大正8：福田会「月報」、事業報告書、昭和：事業報告書

図１

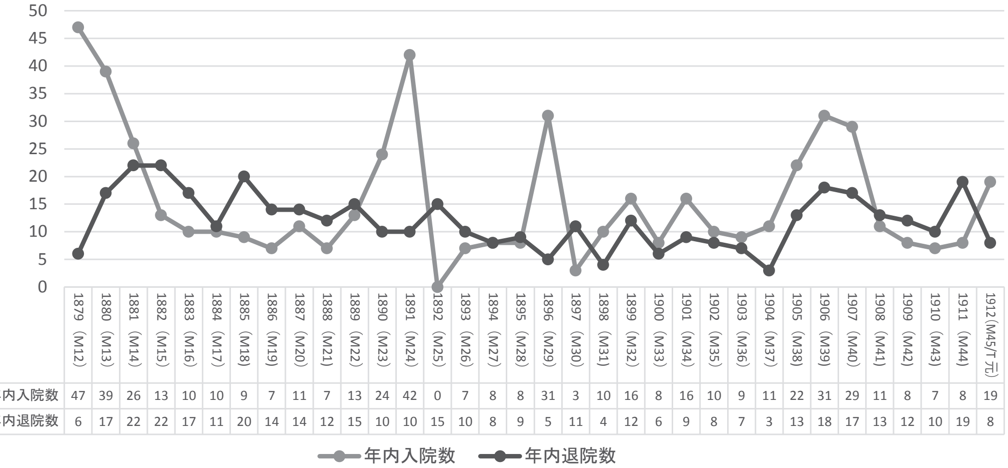

	1879 (M12)	1880 (M13)	1881 (M14)	1882 (M15)	1883 (M16)	1884 (M17)	1885 (M18)	1886 (M19)	1887 (M20)	1888 (M21)	1889 (M22)	1890 (M23)	1891 (M24)	1892 (M25)	1893 (M26)	1894 (M27)	1895 (M28)	1896 (M29)	1897 (M30)	1898 (M31)	1899 (M32)	1900 (M33)	1901 (M34)	1902 (M35)	1903 (M36)	1904 (M37)	1905 (M38)	1906 (M39)	1907 (M40)	1908 (M41)	1909 (M42)	1910 (M43)	1911 (M44)	1912 (M45/T元)
年内入院数	47	39	26	13	10	10	9	7	11	7	13	24	42	0	7	8	8	31	3	10	16	8	16	10	9	11	22	31	29	11	8	7	8	19
年内退院数	6	17	22	22	17	11	20	14	14	12	15	10	10	15	10	8	9	5	11	4	12	6	9	8	7	3	13	18	17	13	12	10	19	8

大正期の入退院数

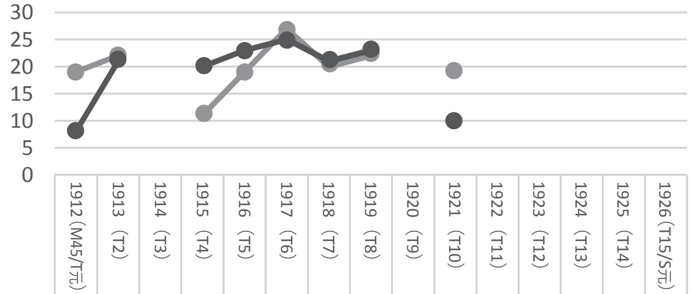

	1912（M45/T元）	1913（T2）	1914（T3）	1915（T4）	1916（T5）	1917（T6）	1918（T7）	1919（T8）	1920（T9）	1921（T10）	1922（T11）	1923（T12）	1924（T13）	1925（T14）	1926（T15/S元）
年内入院数	19	22		11	19	27	20	22		19					
年内退院数	8	21		20	23	25	21	23		10					

年内入院数　年内退院数

昭和期の入退院数

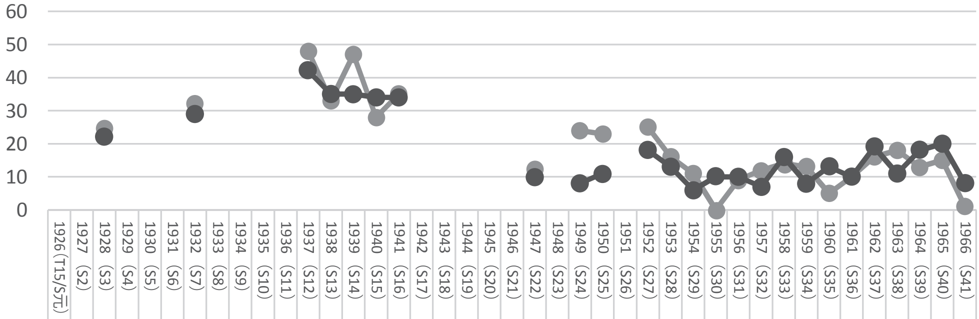

	1926（T15/S元）	1927（S2）	1928（S3）	1929（S4）	1930（S5）	1931（S6）	1932（S7）	1933（S8）	1934（S9）	1935（S10）	1936（S11）	1937（S12）	1938（S13）	1939（S14）	1940（S15）	1941（S16）	1942（S17）	1943（S18）	1944（S19）	1945（S20）	1946（S21）
年内入院数			25				32					48	33	47	28	35					
年内退院数			22				29					42	35	35	34	34					

	1947（S22）	1948（S23）	1949（S24）	1950（S25）	1951（S26）	1952（S27）	1953（S28）	1954（S29）	1955（S30）	1956（S31）	1957（S32）	1958（S33）	1959（S34）	1960（S35）	1961（S36）	1962（S37）	1963（S38）	1964（S39）	1965（S40）	1966（S41）
年内入院数	12		24	23		25	16	11	0	9	12	14	13	5	10	16	18	13	15	1
年内退院数	10		8	11		18	13	6	10	10	7	16	8	13	10	19	11	18	20	8

年内入院数　年内退院数

（出所）明治期から昭和期の入退院数の図は、日本社会福祉学会第63回秋季大会（久留米大学、2015年9月19・20日）口頭発表「児童養護における自立支援につながる実践史の一考察―明治～昭和期の福田会育児院の院児の修業内容と自立にかかわる事例を通して―」資料より（一部データ追加）

図２

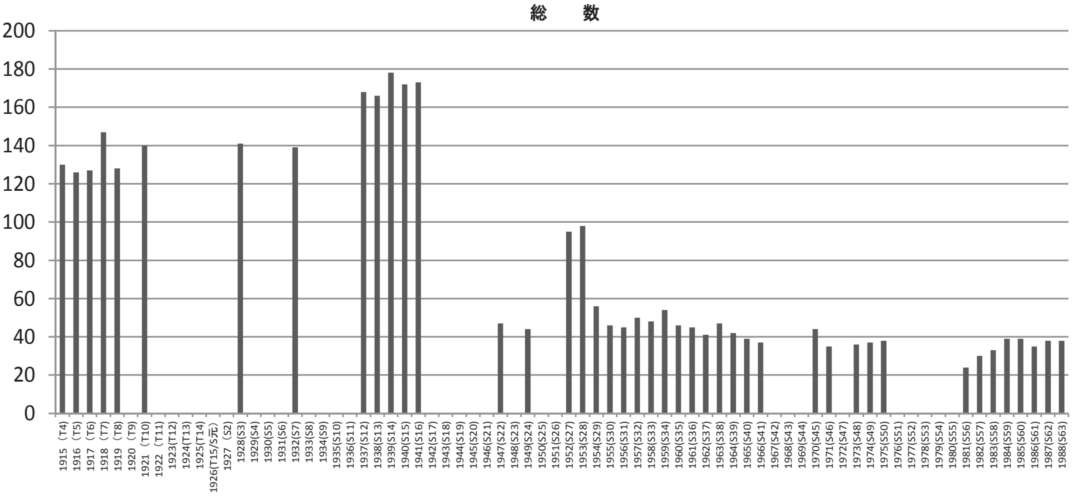

2）入院児童の出身地（本籍）

福田会育児院への入院（入所）児がどのような地域から入院（入所）しているのかを確認した（表6参照）。今回は本籍地を参考資料としたが、実際には、本籍地とは別に宿としている場所や入院（入所）前の住所も同時に確認することで、どのような地域からの入院（入所）がみられたのかということが把握できると思われる[12)]。

明治期のみのデータをまとめた表を確認すると、最も多い本籍地は東京であるが、近県である神奈川より多い県がある。それは岩手や若干少ないが岐阜であり、それぞれ三陸津波と濃尾震災時の受け入れにより院児の数が多くなっている。

明治期から昭和戦中期をまとめたものから、やはり東京が多いが、関東では千葉・埼玉・茨城などからも多くみられ、新潟や長野も割合が多い。また、大正期から朝鮮籍の入院児がみられるようになり、朝鮮戸籍令等の戦争の影響を感じさせるものである。

表６　入院児童の本籍

○明治期（M12～41年）

府県	男	女	計
東京府	207	153	360
神奈川県	11	7	18
埼玉県	8	3	11
静岡県	0	3	3
長野県	2	0	2
愛知県	2	1	3
新潟県	3	2	5
群馬県	3	0	3
千葉県	5	3	8
栃木県	2	0	2
宮城県	3	1	4
山形県	3	0	3
福島県	1	1	2
岩手県	18	11	29
石川県	2	0	2
富山県	3	1	4
岐阜県	3	12	15
山梨県	0	1	1
高知県	2	0	2
島根県	0	1	1
山口県	0	2	2
北海道	1	1	2
計	279	203	482

『福田会沿革畧史』より

○明治期から昭和戦中期

	明治期		大正期		昭和期	
都道府県	数	割合	数	割合	数	割合
東京	32	6.0%	169	44.4%	223	37.6%
神奈川	3	0.6%	12	3.1%	23	3.9%
千葉	6	1.1%	12	3.1%	7	1.2%
埼玉	9	1.7%	10	2.6%	18	3.0%
茨城	7	1.3%	15	3.9%	12	2.0%
栃木	0	0.0%	1	0.3%	8	1.3%
群馬	2	0.4%	6	1.6%	5	0.8%
山梨	0	0.0%	2	0.5%	4	0.7%
長野	2	0.4%	8	2.1%	12	2.0%
新潟	6	1.1%	11	2.9%	16	2.7%
静岡	1	0.2%	5	1.3%	2	0.3%
大阪	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
京都	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%
奈良	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
兵庫	0	0.0%	1	0.3%	1	0.2%
滋賀	0	0.0%	1	0.3%	3	0.5%
三重	1	0.2%	3	0.8%	5	0.8%
岐阜	1	0.2%	2	0.5%	2	0.3%
愛知	1	0.2%	4	1.0%	4	0.7%
和歌山	0	0.0%	3	0.8%	1	0.2%
福井	0	0.0%	4	1.0%	0	0.0%
石川	1	0.2%	1	0.3%	2	0.3%
富山	0	0.0%	0	0.0%	5	0.8%
北海道	0	0.0%	5	1.3%	12	2.0%
青森	2	0.4%	0	0.0%	1	0.2%
秋田	0	0.0%	2	0.5%	4	0.7%
岩手	1	0.2%	1	0.3%	2	0.3%
山形	0	0.0%	5	1.3%	3	0.5%
宮城	3	0.6%	4	1.0%	3	0.5%
福島	1	0.2%	8	2.1%	11	1.9%
鳥取	2	0.4%	1	0.3%	1	0.2%
島根	0	0.0%	3	0.8%	1	0.2%
山口	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%
広島	2	0.4%	0	0.0%	1	0.2%
岡山	0	0.0%	1	0.3%	1	0.2%
愛媛	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%
徳島	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
香川	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%
高知	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
福岡	0	0.0%	5	1.3%	1	0.2%
長崎	0	0.0%	3	0.8%	1	0.2%
佐賀	0	0.0%	1	0.3%	5	0.8%
大分	0	0.0%	3	0.8%	3	0.5%
宮崎	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%
熊本	1	0.2%	0	0.0%	4	0.7%
鹿児島	0	0.0%	2	0.5%	8	1.3%
沖縄	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
朝鮮	0	0.0%	2	0.5%	14	2.4%
不明	90	17.0%	56	14.7%	152	25.6%
未入籍	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
記録なし	353	66.7%	2	0.5%	1	0.2%
	529	100.0%	381	100.0%	593	100.0%

（児童原簿から筆者作成）
※児童原簿については３．修業と独立・就職の事例（1）調査方法参照

(2) 入院から退院までの流れ

1）図式化

修業と独立退院・就職ということをみていくためにも、入院（入所）から退院（退所）までの流れをみていく必要があると思われる。拙稿（2014）の作業において、規程類の条文と「月報」内の院児に関する記事から、入退院について把握し、作

成した。戦後については、今回の資料調査により、把握できたものをもとに作成した。関連法[13]の影響を受け、戦後とそれ以前で流れが変わっていくため、図3の二つの図で示すことができる。

2）特徴

① 明治・大正・昭和（戦中）期の特徴

入院までに「紹介人」や手続きに「保証人」がおり、「寄留」[14]の手続きを入院前後や養育場所が変わると行っている。乳児期に「里子」として里親のもとで、院外で過ごして「帰院」するという方法をとっている。育児院から院外へ「修業」に出たり、養子先へ試す期間である「留養（試養）」があったりする。

退院は、親や親戚に「引取」られたり、留養先に「養子」となったりすることもある。「修業」経験を積み、「独立」したり、修業先や里親先に「養子」となるケースもある。院内外での「死亡」もある。

「引取」、「養子」、「死亡」の年齢は様々だが、「独立」退院する年齢は20歳以後が多い。

図３　入院から退院までの流れ

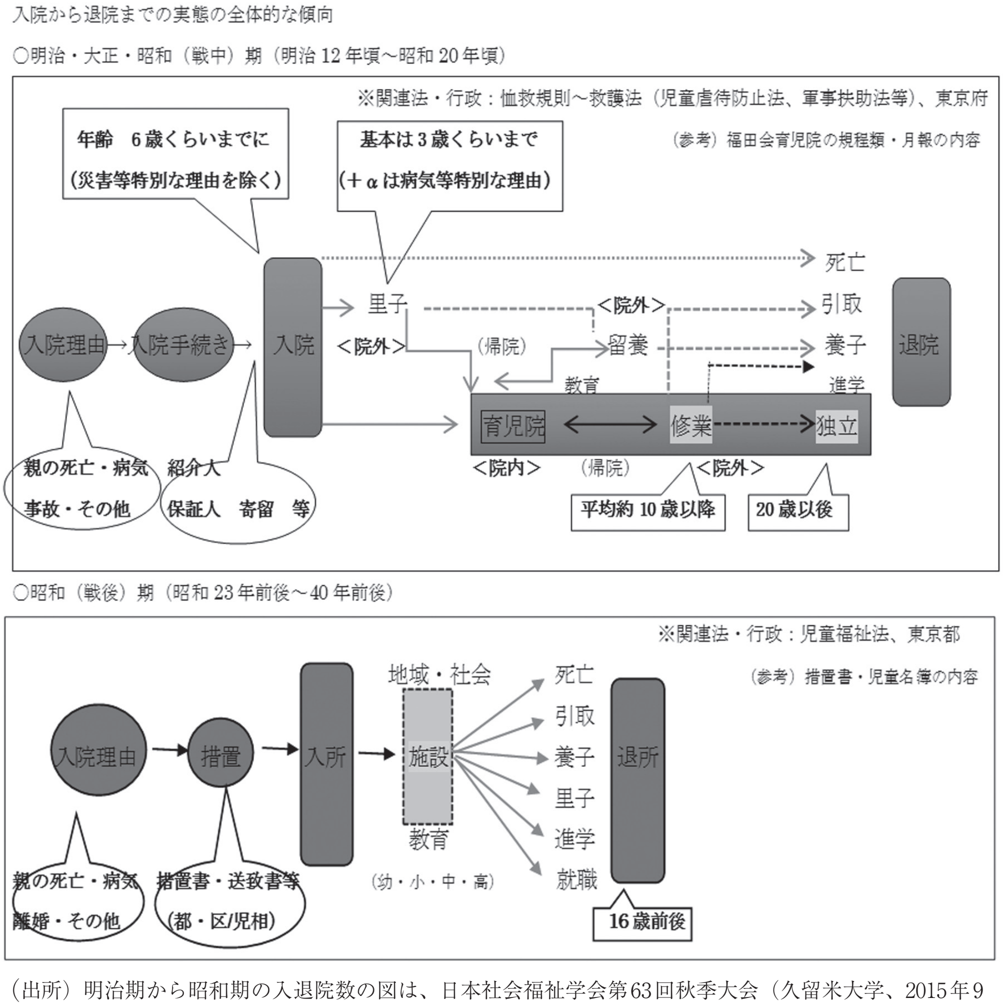

（出所）明治期から昭和期の入退院数の図は、日本社会福祉学会第63回秋季大会（久留米大学、2015年9月19・20日）口頭発表「児童養護における自立支援につながる実践史の一考察―明治～昭和期の福田会育児院の院児の修業内容と自立にかかわる事例を通して―」資料より

救護法施行後は、救護児や、その他児童虐待防止法該当児や軍事扶助法該当児もみられるようになる。

② 昭和（戦後）の特徴

措置制度[15] となり、児童福祉法[16] のもと、全国一律の流れに移行していく。（児童福祉法ができるまでは生活保護法で対応された。）

退所理由は今までと基本的に同じであるが、「里子」になることが途中経過ではなく、退所理由に加わり、独立ではなく「就職」という言葉が使用されるようになる。

施設内での養護が中心となるが、戦後の施設内に関することは今後の調査課題である。

3．修業と独立・就職の事例

(1) 調査方法

使用する資料について、院児に関する記録として、『児童入院原簿』等の名称の資料（以下「児童原簿」類とする）がある（社会福祉法人福田会所蔵）。この資料には、福田会育児院入院児童の一人ひとりの情報が記録されている（表7参照）。明治期のものは欠号が多いが、大正期は多くがそろっている。また、最も記録の量が多いのは昭和期である。その他にも原簿に挟まっていた手紙などの記録も資料として分析対象とした。この資料を中心に修業や独立退院、就職などの事例分析を進めた。

この資料を用いる理由として、明治から昭和戦中期は日誌類が焼失・紛失等によりないため、養護実践内容や院児の実態を知る手掛かりになるものとして分析していく必要があると判断したためである。戦後は日誌類や以下のような「児童育成記録」があるため、その整理・分析作業を今後行っていく予定である。

表7　「児童原簿」類の記載項目例

時期	資料名	育児番号	項目一覧例	その他
明治期	児童入院原簿	1 ～ 529	番号、入院月日、氏神、宗旨、親族存亡（父･母･兄弟姉妹等）、宿所、本籍、本人（戸主［職業・氏名］・生年月日・出生地）、保証人（宿所・本籍・職業・氏名）、在院中履歴	欄外の記録、原簿に挟まっていた資料
大正期	児童入院原簿	530 ～ 910	番号、入院月日、宗教、親族存亡（父・母・兄弟姉妹等）、本人（宿所･本籍･戸主［職業･氏名］･姓名･生年月･出生地）、保証人（宿所･本籍・職業・氏名）、入院理由、在院中履歴	欄外の記録、原簿に挟まっていた資料
昭和期	児童入院原簿	911 ～ 1498	番号、入院月日、里行年月日、○号救護児○年○月付○区○方面事務所 / 市民館扱、退院年月日、親族存亡（父・母・兄弟姉妹其他）、本人（本籍・宿所・戸主［職業・氏名］・姓名･生年月）、保証人（住所･氏名 /2 人分枠）、入院理由、在院中履歴	欄外の記録、原簿に挟まっていた資料
戦後 （S40 頃まで）	児童入院原簿 児童育成記録	1499 ～ 1788	措置番号、措置年月日、氏名、生年月日、理由入所時から退所時までの児童一人一人に関する記録、書類が一人ずつ綴じられている	措置書、送致書等の文書、児童名簿など

※戦後の「児童育成記録」の一人一人の記録の分析はこれからであり、今回は「その他」に記した資料を中心にみている。上記に掲載した時期（S40）以降も資料は存在している。そして、戦後は、職員の日誌も現存しているため、日誌類からも職員と子どもとのかかわりを分析することができると考えている。

(2) 統計

1) 退院理由分類と事例数

退院理由について、「児童原簿」類の結果の部分を抽出し、分類し、それぞれの事例数を表8のようにまとめた。明治～昭和期の区切りは、入院年で分類して「入院時期」としている。すべてが退院理由にはなっておらず、養育中で記述が止まっているものもあるが、退院時期の統計として結果の部分の内容で「退院理由」の分類とした。

2) 退院理由の特徴

明治期～昭和期（戦後）にかけて入院した院児の特徴は、理由「不明」と「記録なし」をのぞき、最も多い退院理由は「引取」である。明治期～昭和（戦中）期に入院した院児の特徴で次に多いのは「死亡」である。戦後入院した院児は「就職」と「措置変更」が2番目に多くなり「死亡」は少なくなっている。

今回のテーマである「修業」は、明治～昭和（戦中）期の入院時にはみられるが、戦後はみられない。「独立（就職）」退院事例は、昭和期をのぞいた時期で5％未満の割合で存在している。

「養子」は戦後減少するが、それまでは一定の割合（平均約4.4％）でみられる。「里子」や「留養」は退院前の経過であるため、実数は多くても結果の部分の数には表れにくい。

戦後入院した院児の正確な退院理由の数は、「児童育成記録」を一人ずつ読んでいくことで、今後、数や分類に変動が出てくると考えられる。戦後の分類の一つである「措置変更」の先に公立の施設や現在の児童自立支援施設がみられる。

表8　入院時期と退院理由

退院理由	入院時期	明治期（1～529）		大正期（530～910）		昭和期（911～1498）		理由（読み替え）		戦後（1499～1788）		合計	
退院	引取	72	13.6%	170	44.6%	336	56.7%	退院	引取	59	20.1%	637	35.5%
	死亡	29	5.5%	80	21.0%	78	13.2%		死亡	4	1.4%	191	10.6%
	養子	19	3.6%	19	5.0%	28	4.7%		養子	2	0.7%	68	3.8%
	独立退院	7	1.3%	13	3.4%	0	0.0%		就職	8	2.7%	28	1.6%
その他	結婚・分家	12	2.3%	4	1.0%	0	0.0%		—			16	0.9%
	他施設へ委託・入院	4	0.8%	5	1.3%	31	5.2%		措置変更	8	2.7%	48	2.7%
	留養・試養	2	0.4%	13	3.4%	9	1.5%		—			24	1.3%
	他家から通勤・委託	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%		—			2	0.1%
	修業（中・事故帰院含む）	10	1.9%	11	2.9%	4	0.7%		—				
	家出・行方不明	10	1.9%	3	0.8%	4	0.7%		行方不明	1	0.3%	18	1.0%
	兵役	0	0.0%	1	0.3%	2	0.3%		—			3	0.2%
	院内養育	0	0.0%	33	8.7%	13	2.2%		—			46	2.6%
	院外養育（里子）	0	0.0%	14	3.7%	13	2.2%		里子	1	0.3%	28	1.6%
	不明	9	1.7%	11	2.9%	61	10.3%	その他	不明	156	53.2%	237	13.2%
	トラブル	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%		—			4	0.2%
	法律・行政	0	0.0%	0	0.0%	9	1.5%		—			9	0.5%
	再収容	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%		—			1	0.1%
なし	記録なし	353	66.7%	2	0.5%	2	0.3%	なし	記録なし	54	18.4%	411	22.9%
	合計	529	100.0%	381	100.0%	593	100.0%			293	100.0%	1796	100.0%

（表の分類は「児童原簿」類の内容から筆者が作成）

注：事例数と合計数が違うのは育児番号の重複があるためである。

(3) 事例

退院事例の内、独立退院事例と就職事例を28事例、修業事例を25事例、全53事例を以下に示す[17]。

1) 独立退院事例 (28事例)　＜明治期＞

1.「独立退院」と明記されているもの

育児番号	年	内容	年齢
M-①（男）父死亡	1900(M33)	生まれた年	0
	1900(M33)	寄留届	0
	1900(M33)	入院年／院外(里子)	0
	1904(M37)	帰院	4
	1905(M38)	静養	5
	1905(M38)	帰院	5
	1906(M39)	出養	6
	1907(M40)	帰院	7
	1907(M40)	小学校入学	7
	1908(M41)	病気入院手術	8
	1908(M41)	退院	8
	1912(M45)	寄留届	12
	1913(T2)	小学校卒業	13
	1913(T2)	修業(農園)	13
	1919(T8)	修業(園芸株式会社)	19
	1922(T11)	独立退院	22
M-②（男）離婚	1900(M33)	生まれた年	0
	1901(M34)	入院年／寄留届	1
	1904(M37)	院外(里子)	4
	1906(M39)	帰院	6
	1907(M40)	小学校入学	7
	1913(T2)	小学校卒業	13
	1913(T2)	修業(農園)	13
	1919(T8)	修業(園芸株式会社)	19
	1922(T11)	独立退院	22
M-③（男）—	1910(M43)	生まれた年	0
	1911(M44)	入院年／院外(里子)	1
	1913(T2)	帰院	3
	1913(T2)	寄留届	3
	1916(T5)	小学校入学	6
	1921(T10)	修業(個人宅)	11
	1925(T14)	父死亡	15
	1930(S5)	独立退院(修業先)	20
M-④（男）母失踪	1905(M38)	生まれた年	0
	1912(M45)	入院年	7
	1913(T2)	小学校一年修業	8
	1914(T3)	小学校二年修業	9
	1916(T5)	小学校退学→修業(手拭)	11
	1918(T7)	帰院(性質不良)→修業	13
	1926(T15)	独立退院	21

2.「独立退院」と明記されていないもの

育児番号	年	内容	年齢
M-⑤（男）両親死亡	1882(M15)	生まれた年	0
	1885(M18)	入院年	3
	1887(M20)	分籍同居	5
	1891(M24)	留養	9
	1891(M24)	帰院	9
	1893(M26)	修業	11
	1893(M26)	帰院	11
	1894(M27)	留養	12
	1894(M27)	帰院	12
	1895(M28)	修業(製本業)	13
	1907(M40)	製本会社	25
M-⑥（男）父死亡	1889(M22)	生まれた年	0
	1891(M24)	入院年／院外(里子)	2
	1892(M25)	帰院	3
	1895(M28)	小学校入学	6
	1901(M34)	修業(書店)	12
	1903(M36)	修業(写真師)	14
	1912(M45)	退院	23
	1915(T4)	通勤(紙器製造所)	26
M-⑦（男）父失踪	1899(M32)	生まれた年	0
	1899(M32)	入院年／院外(里子)	0
	1902(M35)	帰院	3
	1904(M37)	出養	5
	1904(M37)	帰院	5
	1904(M37)	留養(筆職)	5
	1904(M37)	帰院	5
	1907(M40)	尋常小学校二年	8
	1914(T3)	高等小学校卒業	15
	1914(T3)	鉄道院へ奉職	15

＜大正期＞

1.「独立退院」と明記されているもの

育児番号	年	内容	年齢
T-①	1912(T1)	生まれた年	0
(男)	1912(T1)	入院年／院外(里子)	0
父失踪	1916(T5)	帰院／院内	4
	1919(T8)	小学校入学	7
	1921(T10)	寺へ転住	9
	1934(S9)	独立退院／大学在学中	22
T-②	1912(M45)	生まれた年	0
(男)	1912(T1)	入院年／院外(里子)	0
母私生児	1916(T5)	帰院／院内	4
	1919(T8)	小学校入学	7
	1923(T12)	修業	11
	1923(T12)	帰院(震災の間)	11
	1924(T13)	修業	12
	1927(S2)	帰院(病気の為)	15
	1933(S8)	独立退院(食堂)	21
T-③	1912(M45)	生まれた年	0
(男)	1912(T1)	入院年	0
父失踪	1913(T2)	院外(里子)	0
	1916(T5)	帰院／院内	4
	1919(T8)	小学校入学	7
	1924(T13)	修業(質)	12
	1934(S9)	独立退院	22
T-④	1912(M45)	生まれた年	0
(男)	1913(T2)	入院年／院内収容	1
両親死亡	1913(T2)	寄留届	1
	1914(T3)	院外(里子)	2
	1917(T6)	帰院／院内	5
	1918(T7)	小学校入学	6
	1921(T10)	徒弟(寺)	9
	1931(S6)	入籍(寺)	19
	1934(S9)	独立退院	22
	1934(S9)	大学進学	22
T-⑤	1913(T2)	生まれた年	0
(男)	1913(T2)	入院年／院外(里子)	0
父失踪	1915(T4)	院外(委託替)	2
	—	帰院／院内	
	1919(T8)	小学校入学	6
	1922(T11)	当養・修業(金物商)	9
	1926(T15)	修業先から戻される(性質不良)	13
	1926(T15)	他施設へ委託	13
	1933(S8)	独立退院	20
T-⑥	1912(M45)	生まれた年	0
(男)	1913(T2)	入院年／院外(里子)	1
両親病気	1917(T6)	帰院／院内	5
	1919(T8)	小学校入学	7
	1922(T11)	入院・退院(病気)	10
	1924(T13)	修業(染物業)	12
	1933(S8)	独立退院	21
T-⑦	1916(T5)	生まれた年	0
(男)	1916(T5)	入院年／院外(里子)	0
父入獄	1918(T7)	帰院⇒再び元里親へ	2
	1924(T13)	帰院／修業(染物業)	8
	1937(S12)	独立退院	21
T-⑧	1913(T2)	生まれた年	0
(男)	1916(T5)	入院年／院内	3
災害	1920(T9)	小学校入学	7
	1922(T11)	留養(金物商)	9
	1926(T15)	兄の来院	13
	1937(S12)	独立退院	24
T-⑨	1916(T5)	生まれた年	0
(男)	1917(T6)	入院年／院外(里子)	1
父死亡、	1921(T10)	帰院／院内	5
母病気	1923(T12)	小学校入学	7
	1924(T13)	留養(農漁業)	8
	1934(S9)	来院者有(引取話)	18
	1935(S10)	兵役手続等	19
	1937(S12)	入営	21
	1937(S12)	除隊	21
	1944(S19)	独立退院	28
T-⑩	1912(M45)	生まれた年	0
(男)	1918(T7)	入院年／院内	6
両親死亡	1919(T8)	小学校入学	7
	1920(T9)	保証人持参物／一学期落第	8
	1926(T15)	修業(役員宅)	14
	1934(S9)	独立退院	22
	1943(S18)	結婚(院児と)	31
T-⑪	1916(T5)	生まれた年	0
(男)	1921(T10)	入院年／院内	5
父病気	1923(T12)	小学校入学	7
	1924(T13)	重症・危篤	8
	1925(T14)	修業(寺)	9
	1938(S13)	独立退院(寺)	22

2.「独立退院」と明記されていないもの

育児番号	年月	内容	年齢
T-⑫	1907(M40)	生まれた年	0
(男)	1912(T1)	入院年／寄留届	5
両親失踪	1914(T3)	小学校入学	7
	1918(T7)	修業(製造業)	11
	1919(T8)	退院／住所(自営業者方)	12
T－⑬	1915(T4)	生まれた年	0
(男)	1920(T9)	入院年／院内	5
両親離婚	1922(T11)	小学校入学	7
	1925(T14)	修業(寺)	10
	1932(S7)	修業先より事故帰院／委託	17
	1934(S9)	勤務(食堂コック)	19

＜戦後＞

育児番号	年	内容	年齢
S2-①（女）母勤労の為養育不能	1944(S19)	生まれた年	0
	1949(S21)	入所年	2
	1960(S35)	退所年 →就職先（福田会）	16
S2-②（女）父刑務所、貧困	1943(S18)	生まれた年	0
	1951(S26)	入所年	8
	1959(S34)	退所年 →就職先（福田会）	16
S2-③（男）父勤労の為養育困難	1945(S20)	生まれた年	0
	1951(S26)	入所年	6
	1961(S36)	退所年 →就職先（製造）	16
S2-④（女）母死亡、養育不能	1945(S20)	生まれた年	0
	1953(S28)	入所年	8
	1961(S36)	退所年 →就職先（福田会）	16

育児番号	年	内容	年齢
S2-⑤（男）浮浪	1945(S20)	生まれた年	0
	1953(S28)	入所年	8
	1961(S36)	退所年 →就職先(工業)	16
S2-⑥（男）生活困窮	1949(S24)	生まれた年	0
	1953(S28)	入所年	4
	1965(S40)	退所年 →就職先(福田会)	16
S2-⑦（女）母死亡、父養育困難	1949(S24)	生まれた年	0
	1954(S29)	入所年	5
	1965(S40)	退所年 →就職先(福田会)	16
S2-⑧（女）父死亡、母病気	1945(S20)	生まれた年	0
	1957(S32)	入所年	12
	—	退所年 →就職先(福田会)	—

2）修業事例

① 修業先の職業分類

修業先としてどのようなものがあったのか、「児童原簿」類の記述の中で、経過も含む修業先を抽出し、以下の表9にまとめた。

表９　修業先の職業

時代	分類Ⅰ	分類Ⅱ	具体的表記
明治期	製造業	衣料品	靴製造所、洋服裁縫、仕立物職、靴下製造業、メリヤス製造業
		食品	菓子製造業
		印刷	製本業、活版所、木活版所
		その他	義手足製造所、仏師、蒔絵師、肥料業
	建設業	木工	大工、左官職
		鉄工	鉄工場
	農業	野菜	農園
		畜産	養鶏場
	商業	衣料品	法衣商、下駄屋、古着商、呉服店
		建設	材木商、建築土木請負業
		農業・食品	八百屋、青物商、酒商
		その他	質商、桶商、漆工商、西洋洗濯、写真師
		サービス	飲酒居、旅館、理髪業
	その他	医療	医師の家
		法律･行政	弁護士、議員の家
		仏教	寺
		関係者	理事、幹事の家
	院内職		院丁集金掛、助手、亀戸保育助手

時代	分類Ⅰ	分類Ⅱ	具体的表記
大正期	製造業	衣料品	メリヤス製造業、鞄製造、
		食品	菓子工場
	建設業	木工	木工所
	商業	衣料品	染物屋、下駄屋
		農業・食品	花屋、飾食
		その他	質商、停車場、自動車運転手見習、商店（万年筆）
	その他	仏教	寺
		組織	福祉系組織の課長の家
		関係者	評議員、監事の家
	院内職		助手

時代	分類Ⅰ	分類Ⅱ	具体的表記
昭和期	建設業	木工	建具工
		鉄工	鉄工所
	商業	食品	米商
		その他	質商、硝子商
	その他	仏教	寺
		関係者	理事・監事の家

※修業先として複数みられるものに下線を引いた。

② 事例（25事例）

＜明治期＞

育児番号	年	内容	年齢
M-⑧（男）父死亡、母病気	1889(M22)	生まれた年	0
	1889(M22)	入院年／院外(里子)	0
	1895(M28)	小学校入学	6
	1903(M36)	修業(材木商)	14
	1906(M39)	逃走→帰院→戻る	17
	1908(M41)	脱走→帰院→修業(靴製造所)	19
	1909(M42)	帰院	20
	1912(M45)	修業	23
	1912(M45)	帰院	23
M-⑨（男）父死亡	1887(M20)	生まれた年	0
	1889(M22)	入院年	2
	1889(M22)	入籍	2
	1894(M27)	小学校入学	7
	1900(M33)	修業(製本業)	13
M-⑩（男）父失踪	1890(M23)	生まれた年	0
	1890(M23)	入院年	0
	1894(M27)	分家入籍	4
	1895(M28)	尋常小学校入学	5
	1904(M36)	修業	14
	1908(M41)	院内引取(修業先の都合)	18
	1912(M45)	寄留	22
	1915(T4)	本会院丁集金掛	25
M-⑪（男）離婚	1888(M21)	生まれた年	0
	1891(M24)	入院年	3
	1897(M24)	入籍	3
	1895(M28)	尋常小学校二年修業	7
	1896(M29)	落第	8
	1897(M24)	尋常小学校三年修業	9
	1900(M33)	修業(製本)	12
M-⑫（男）両親死亡	1884(M17)	生まれた年	0
	1892(M25)	入院年	7
	1893(M26)	入籍	8
	1893(M26)	留養	8
	1893(M26)	帰院	8
	1895(M28)	病気入院	11
	1895(M28)	尋常小学校卒業	11
	1895(M28)	留養	11
	1904(M37)	帰院(家庭内不和)	20
	1905(M38)	出稼(義手義足製造所)	21
	1906(M39)	修業(仏師)	22

育児番号	年	内容	年齢
M-⑬（男）私生児	1899(M32)	生まれた年	0
	1899(M32)	入院年／院外(里子)	0
	1902(M35)	帰院	3
	1903(M36)	出養	4
	1904(M37)	帰院	5
	1905(M38)	静養	6
	1906(M39)	帰院	7
	1907(M40)	尋常小学校一年	8
	1912(M45)	卒業	13
	1912(M45)	見習生(洋服裁縫)	13
M-⑭（女）母死亡	1896(M29)	生まれた年	0
	1899(M32)	入院年	3
	1907(M40)	小学校一年	11
	1910(M43)	留養	14
	1912(M45)	父死亡	16
	1912(T元)	帰院	16
	1913(T2)	修業(幹事宅)	17
M-⑮（女）母死亡	1901(M34)	生まれた年	0
	1902(M35)	院外(里子)	1
	1902(M35)	寄留届	1
	1909(M42)	留養	8
	1914(T3)	修業	13
M-⑯（女）母死亡	1908(M41)	生まれた年	0
	1908(M41)	院外(里子)	0
	1908(M41)	寄留届	0
	1912(M45)	帰院、寄留	4
	1914(T3)	小学校入学	6
	1918(T7)	修業	10
	1923(T12)	修業先移転	15
M-⑰（女）私生児	1907(M40)	生まれた年	0
	1909(M42)	院外(里子)	2
	1910(M43)	帰院	3
	1910(M43)	寄留届	3
	1911(M44)	寄留届	4
	1914(T3)	小学校入学	7
	1918(T7)	修業(寺)	11
	1919(T8)	帰院	12
	1922(T11)	修業	15
	1924(T13)	修業(住職)	17

＜大正期＞

育児番号	年	内容	年齢
T−⑭（男）母失踪	1912（T1）	生まれた年	0
	1913（T2）	入院年／院外（里子）	1
	1913（T2）	寄留届	1
	1916（T5）	帰院／院内	4
	1919（T8）	小学校入学	7
	1923（T12）	修業（個人方）	11
	1924（T13）	修業（寺）	12
	1925（T14）	盗み・逃亡・上京途中で保護	13
T−⑮（男）父死亡	1917（T6）	生まれた年	0
	1917（T6）	入院年／院外（里子）	0
	1921（T10）	帰院／入院（病気）	4
	1926（T15）	移籍⇒養子	9
	1927（S2）	離籍（盗癖）	10
	1928（S3）	修業児（個人方、教員志望）	11
	1929（S4）	事故帰院	12
T−⑯（男）父失踪	1917（T6）	生まれた年	0
	1917（T6）	入院年／院外（里子）	0
	1926（T15）	試養児（製造業方）	9
	1927（S2）	移転	10
	1927（S2）	修業（下駄職方、入籍）⇒性質不良で戻される、転寄留届	10
	1933（S8）	修業（花屋）	16
T−⑰（女）父死亡、母失踪	1912（M45）	生まれた年	0
	1917（T6）	入院年／院内	5
	1918（T7）	修業（個人方）	6
	1919（T8）	帰院	7
	1919（T8）	入院（流行病） 無籍⇒戸籍謄本到着	7
	1919（T8）	病気入院中のため就学猶予認許	7
	1919（T8）	病気快復し小学校就学	7
	1922（T11）	万引	10
	1925（T14）	修業（個人方）	13
	1927（S2）	事故帰院	15
T−⑱（男）父養育困難	1918（T7）	生まれた年	0
	1919（T8）	入院年／院外（里子）	1
	1923（T12）	修業（里親方）	4
T−⑲（女）母私生児	1921（T10）	生まれた年	0
	1921（T10）	入院／院外（里子）	0
	1928（S3）	帰院／院内	7
	1934（S9）	病気	13
	1935（S10）	高小卒業	14
	1935（S10）	修業児（監事方）	14
T−⑳（男）養育困難	1918（T7）	生まれた年	0
	1921（T10）	入院年／院外（里子）	3
	1923（T12）	帰院／院内	5
	1923（T12）	麻疹	5
	1923（T12）	入院⇒病名不明、他病院入院	5
	1931（S6）	修業（下駄屋）	13
	1932（S7）	事故帰院⇒委託（鞄製造業方）	14
	1934（S9）	事故帰院	16
	1934（S9）	修業（個人宅）⇒2日で帰院	16
	1934（S9）	修業児（食堂）	16
T−㉑（男）父病気	1922（T11）	生まれた年	0
	1923（T12）	入院年／院外（里子）	1
	1928（S3）	帰院／院内	6
	1930（S5）	修業（寺）	8
T−㉒（男）迷児	1913（T2）	生まれた年	0
	1923（T12）	入院年／院内	10
	1924（T13）	修業⇒2・3日で逃亡	11
T−㉓（女）母生別	1917（T6）	生まれた年	0
	1924（T13）	入院年	7
	1925（T14）	入院（産院）	8
	1926（T15）	入院（産院）	9
	1930（S5）	修業児（個人方）	13
	1932（S7）	事故帰院	15
	1932（S7）	修業（寺⇒他寺）	15
T−㉔（男）養育困難	1923（T12）	生まれた年	0
	1924（T13）	入院年/院外（里子）、試養児	1
	1938（S13）	親戚来訪、修業について	15
	1938（S13）	戸籍謄本を親戚宅へ送る	15

＜昭和期＞

育児番号	年月	内容	年齢
S1－①（女）母死亡	1926（T15）	生まれた年	0
	1927（S2）	院外（里子）	1
	1931（S6）	帰院	4
	1931（S6）	転居通知	4
	1932（S7）	父死亡	5
	1935（S10）	修業	8
	1944（S19）	事故帰院 →理事長邸へ	17
	1945（S20）	帰院 →逗子分院助手	18
	1946（S21）	修業（千葉） →事故帰院 →本会助手（再就任）	19
S1−②（男）―	1924（T13）	生まれた年	0
	1927（S2）	入院年	3
	1928（S3）	院外（里子）	4
	1928（S3）	里替	4
	1929（S4）	帰院	5
	1939（S14）	高等小学校卒業 →修業（硝子商）	15
S1−③（男）父失踪	1926（T15）	生まれた年	0
	1928（S3）	院外（里子）	2
	1931（S6）	帰院	5
	1934（S9）	病気入院手術	8
	1934（S9）	退院	8
	1939（S14）	小学校卒業 →修業（建築業）	13
	1942（S17）	事故帰院	16
	1942（S17）	修業（建具士）	16
S1−④（男）―	1927（S2）	生まれた年	0
	1937（S12）	入院年	10
	1938（S13）	他施設へ入所	11
	1941（S16）	帰院	14
	1942（S17）	委託（葬儀社）	15
	1942（S17）	事故帰院 →院内給仕	15

(4) 分析

1) 独立退院

① 事例の結果分析

表10 独立退院事例の結果

	事例総数	性別		独立平均年齢（歳）	在院平均年数（年）	修業経験有の人数	修業先の平均数
		男	女				
明治期	7	7	0	21.1	19.1	6	1.6
大正期	13	13	0	21.2	19	11	0.6
昭和期	0	—	—	—	—	—	—
戦後期	8	3	5	16	10.1	—	—

	退院・就職時期	独立・就職先	入院理由
明治期	M40…1、M45…1 T3…1、T11…2 T15…1	製造業（製本業等） 商業（鉄道等） その他（個人宅）	親の死…3 親の失踪…2 親の離婚…1 不明…1
大正期	S8…4、S9…5 S12…2、S13…1 S19…1	商業（食堂等） その他（寺）	親の死…3 親の病気…3 親の失踪…4 親の離婚…1 親の入獄…1 親が私生児…1 災害…1
昭和期	—	—	—
戦後期	S34…1、S35…1 S36…3、S40…2 不明…1	製造業、工業 その他（福田会）	親の死…3 親の勤労…2 親が刑務所…1 生活困窮…1 浮浪…1

② 事例の特徴

昭和期は事例がみられず、大正期が最も事例数が多く、男女比は、男のほうが多いが、戦後の事例になると女の比率が高くなる傾向がある。

独立平均年齢は、明治・大正期は約21歳であるが、戦後は16歳となり、自立しなくてはならない時期が早くなる。そのため、在院年数の平均は、明治・大正期は約19年だが、戦後は約10年となる。

明治・大正期は、修業経験を経て独立していく院児は10人前後いた[18]。修業先の平均数は、明治期の方が大正期より多く見られたが、両時期の平均は1.1か所である。退院・就職時期で最も多く見られたのは、昭和4・5年であり、独立・就職先として、不明なものが多いが、製造業と商業がみられ、戦後は福田会にそのまま就職するケースもあった。

背景としての入院理由は親の死や失踪が多く見られた。入院時の年齢は、明治期は2.4歳、大正期は2.1歳、戦後は6.6歳となり、戦後は入院時の年齢が高くなる。

入院後に院外で「里子」の経験をした院児は明治期では7割、大正期では6割であった。

③ 事例

院児と独立までの経過についての事例の一部を2つ以下にあげる。

M-⑥

（明治）三十四年○月○日○○町○丁目○番地書肆○○方へ商業見習トシテ遣ス同年○月帰院ス

（明治）三十六年○月○○町○丁目写真師○○方へ修業中

院内より○○活版所へ修業トシテ通勤セリ

T-④

大正十年○月○日○○県○○郡○○村○○院○○方へ徒弟ニテ連レタリ

○○師は下記へ転住　○郡○○村○○寺

昭和六年○月○日入籍ノ為メ戸籍謄本ヲ右○○殿へ送ル。

右同年○月○日入籍調印済右調印者戸主ニシテ兄ナル人ノ住所ハ○区○町、○○社内也

昭和九年○月○日独立退院トス

本人ハ○月○日ヨリ○○中学ノ四年へ入学シ○○大学ニ進マントスル晩年ナガラ篤学有望ノ男子デアル

（固有名詞は○で記す。）

2) 修業

① 職業分類から

明治期が最も多くの分野の修業先がみられ、明治期と大正期は製造業がみられ、大正期には商業の新しい業種が増えている。修業先は昭和期にかけて減少していき、昭和期（戦後）は、修業事例はみられなくなる[19]。

② 事例の結果分析

表11　修業事例の結果

	事例総数	性別 男	性別 女	修業開始平均年齢（歳）	修業に出るまでの在院平均年数（年）	修業先の平均数
明治期	10	6	4	13.8	12	1.5
大正期	11	8	3	10.5	7.9	1.6
昭和期	4	3	1	12.8	8.8	2.5
戦後期	0	—	—	—	—	—

	修業開始時期	修業先	入院理由
明治期	M33…2、M36…2 M38…1、M45…1 T2…1、T3…1 T7…2	製造業（製本、靴製造、義手義足、仏師、洋服裁縫） 商業（材木商、 その他（寺、個人宅）	親の死…6 親の失踪…1 親の離婚…1 私生児…2
大正期	T7…1、T12…2 T13…1、S2…1 S3…1、S5…2 S6…1、S10…1 不明…1	製造業（鞄製造） 商業（食堂、花屋、下駄屋） その他（個人宅、寺）	親の死…2 親の病気…1 親の失踪…3 生別…1 迷児…1 私生児…1 養育困難…3
昭和期	S10…1 S14…2 S17…1	建設業（建築、建具） 商業（硝子商、葬儀社） その他（個人宅、福田会育児院等院内職）	親の死…1 親の失踪…1 不明…2
戦後期	—	—	—

③ 事例の特徴

事例数が多くみられるのは、独立退院事例と同様に大正期であり、性別は、男が多い。修業開始年齢は、明治期が13.8歳で、大正期が10.5歳である。昭和期にかけての平均は12.8歳くらいで修業に出ている。

修業に出るまでの在院年数の平均は、明治期が最も長く12年、大正・昭和期は8年弱である。修業先の数は、昭和期が最も多く2.5か所だが、すべての時期の平均は1.8か所である。修業開始時期は、まばらにみられる。

修業先は、製造業、商業、その他に寺や個人宅、福田会の院内での仕事もみられる。

背景としての入院理由は、親の死や失踪が多くみられ、入院時の平均年齢は、明治期1.8歳、大正期2.5歳、昭和期4歳である。

入院後の院外で「里子」の経験をした院児は明治期は5割、大正期は7割、昭和期は8割となっている。

④ 事例

院児と修業先や職員とのかかわりについて以下に2つ事例をあげる。

M- ⑧

（明治）三十六年〇月〇〇町〇丁目〇番地材木商〇〇方へ修業中

（明治）三十九年無断逃走帰院事務員託シテ帰ラシム

（明治）四十一年〇月〇日復タ無断脱走事務員本人ヲ連レ託シタルモ主人聞入レス

（明治）四十一年〇月〇日〇〇区〇町〇〇靴製造所へ修業ノ為メ遣ス

（明治）四十二、ヨリ帰院来院丁ノ任務ニ服シ居レリ

（明治）四十五年〇月〇日〇〇町役場へ寄留届済

（明治）四十五年〇、〇日〇〇市〇区〇〇町〇〇〇〇方修業ス

〇五年〇月〇日〇〇市〇区…〇〇方ヨリ帰院ス

（省略）

〇〇県〇〇町〇〇院住職〇〇ノ徒弟トナリ〇〇と改名

（省略）

T- ⑭

大正十二年〇月〇日〇〇区〇〇町〇〇方へ修業

大正十三年〇月〇日〇〇県〇郡〇町〇〇寺〇〇方へ修業ニ出セリ

大正十四年〇月〇日住職不在中手提鞄ヨリ多大ノ金員盗ミ逃去シタリ□ル二昨日夜行ニテ上京シタルモノトノ報ニ接ス

同〇日〇〇市〇〇町分署ニ保護中ノ趣〇〇氏ヨリ通知アリタリ

（固有名詞は〇で記す。）

⑤ 修業中の「家出・行方不明」事例

最後に追記しておきたいのは、今回は結果の部分の「修業」事例をみてきたが、児童原簿類の途中経過の修業中の内容の一部も見ておくこととする。結果の部分では「家出・行方不明」として分類されたものが、明治期10、大正期3、昭和期4、合計17事例あった。

その内、修行中の行方不明は3事例あり、いずれも明治期に入院し大正期に修業した院児の事例であった。一例の在院中記録と欄外記述の修業児の記録内容を以下に示す。修業先での虐待がみられたことがうかがえる。

「大正七年○月○日府下○○町○○靴下製造業○○方へ修業ニ遣セリ

大正十年○月○日虐遇ヲ受タル旨ヲ以テ帰院○○主事同伴修業先へ送還ス」

「○○（修業主）殿宅ヨリ家出（省略）行方不明」
※（　）内筆者記入

（固有名詞は○で記す。）

(5) 考察

1）事例から

① 独立退院事例

入院時の年齢が乳児期であることもみられ（M-①・⑦、T-①・②・③・⑤・⑦等）、院外の里親のもとで過ごす経験をする事例が多く（上記に加えM-②・③・⑥、T-④・⑥・⑨等）みられる。里親のもとから帰院後、20歳近くまでの間に教育（小学校へ多くの院児が通い、大学へ行くこともあるT-①・④等）や修業を経て、退院していくという長い時間を、特に明治・大正期入院した院児は過ごしている。その場合、修業先が一か所である場合は（M-③、T-①・③・⑥・⑦・⑩・⑫・⑬等）、修業先の人々との信頼関係というものが院児を育てるということも考えられる（M-③のように修業先に就職するケースもある）。また、修業先が一か所ではない場合も、修業先を変えながら経験を積み独立していくことなどがみられた（M-①・②・④・⑥、T-②等）。戦後は院内に就職するケースも複数見られた（S2-①・②・④・⑥・⑦・⑧）[20)]。

独立退院事例は、院内だけでなく、院外の里親や修業先の人びととの関係も合わせて、在院期間中の信頼関係が何らかの影響を与え、自立につながっていると考えられる。

② 修業事例

複数の修業先に行くケースがあるが、その要因としては修業先の問題（修業児への暴力など）が考えられる（「家出・行方不明」事例の修行中の内容より）。そして、修業児自身の問題（盗癖など）で「事故帰院」となることもある（T-⑭・⑮・⑯等）。さらに、両者の問題もかかわっているとも考えられるかもしれないが、修業内容が修業児に合わないというミスマッチもある（M-⑪、T-㉓、S-①・③等）。そのような様々なケースに対応して職員は、修業先の問題があれば確認したり、再度修業に出して様子を見たり、修業先との信頼や契約期間もあるため院児が嫌がっても行かせるケースも見られた。修業児の問題がある場合は、別の修業先の検討をすることや院内の業務をさせて様子を見るなどをして対応している様子がうかがえた（S-①・④等）[21)]。

修業事例は、修業先と修業児、修業内容と適性などに問題があるために、関係性の形成や業務の習得に結びつかず、自立につながらないということが考えられる。また、修業先の問題に対処できない場合、家出・行方不明事例に移行していってしまうともいえる。

2）時代から

① 明治期～大正期、昭和初期

恤救規則から救護法以降の各法律が施行される中で、救護児や児童虐待防止法該当児、軍事扶助法該当児などが「児童原簿」類の中にも出てくるようになる。このように、当時の法律の影響を受けた動き、その法律を生み出した社会情勢（戦争等）の動きというもの

が育児院の院児に表れている。例えば、今回取り上げた事例のうち、児童虐待防止法が施行された昭和8年以降に修業に出た院児の数は3人だが、その時の年齢は事例S1-①は8歳（大正10年）・17歳・18歳、S1-②は15歳、S1-③は13歳（昭和14年）・16歳となっており、法律での14歳未満に該当する時期に修業に出ている時も見られるが、多くがその年齢以上の時期になってきている。しかし、全ての院児の修業時期と年齢を見なくては一概には解釈できないため、今後、結果の部分だけではない修業の部分を抽出し分析していくこととする。

② 戦後

この時期については更なる分析が必要であるが、措置制度後の入所児童の就職事例が複数みられるが、数としては引取による退院が最も多い。しかし、事例数だけでは判断できないので、今後は、施設内での養護内容として就職につながる取り組みなどを、戦後の施設での入所中の子どもの様子や職員のかかわり、社会とのつながりなどの内容をしっかりと把握していかなくてはならない。

時代とのかかわりは、法律や社会的情勢と合わせて、就職先の全体的動向をみていく必要があると思われる。そして、社会的な背景としての文化や意識の部分も確認していくことで、より実態が見えてくると考えられる。

おわりに

今後の課題として、修業先がどのような人々なのか、どのように修業先を確保しているのかの把握、独立・就職先の実態や地域状況も分析していくこととする。そして、院児の本籍だけではなく出身地や入院（入所）する前にどこにいたのか、ということも確認していく。独立・就職については、各時代の10代から20代の社会全体の労働環境と合わせてみていく必要があると考えている。

また、職員についての資料が少なく、その人数や実践の実態が特に明治・大正期は確認が難しいため、昭和・戦後の資料を確認しながら、それ以前に関連する資料の収集・分析をしていくことも課題である。それらを踏まえて、院児と職員（特に養育の中心であった保母等）とのかかわりを通して、児童養護実践史としてまとめていくことを目標としている。

〈付記〉

本稿は、平成27年度科学研究費助成事業・基盤研究（C）「第二次大戦後の福田会育児院の運営組織と社会福祉実践研究」（研究代表者宇都榮子、課題番号15K03958）の業績と専修大学社会科学研究所助成グループ研究B（宇都グループ）の研究成果の一部である。

〈謝辞〉

本稿をまとめるにあたり、福田会育児院史研究会のメンバーによるご指導、基礎資料整理作業のメンバーのご協力、そして、資料閲覧をさせていただきました社会福祉法人福田会に感謝申し上げたい。

〈参考文献・資料〉

宇都榮子「明治期における福田会育児院の規程類とその実施状況 ―組織・職員構成、入所児童取り扱い方法の検討―」（『東京社会福祉史研究』第5号、東京社会福祉史研究会、2011、63-102）

木村元編・解説『人間形成と社会Ⅲ　第2巻　青少年労働市場に関する調査資料』クレス出版、平成24年

小泉亜紀「福田会育児院における院内処遇史①―先行研究と福田会規程類・月報からの検討―」（『福祉専修』第35号、専修大学社会福祉

学会、2014）
小泉亜紀「福田会育児院における院内処遇史 ―その②／明治・大正期の院内の生活や活動に関する仏教・組織・職員の役割―」（『東京社会福祉史研究』第9号、東京社会福祉史研究会2015年5月）
社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』日本図書センター、1985年
高田実・中野智代編著『近代ヨーロッパの探究⑮ 福祉』ミネルヴァ書房、2012年
滝口桂子「明治期における福田会育児院の研究」（『社会福祉実践史の総合的分析』昭和63年度科学研究費補助金（総合研究A）研究成果報告書、代表宇都榮子、1989年、117-147頁）
谷口由希子『児童養護施設の子どもたちの生活家庭』明石書店、2011年
土屋敦『はじき出された子どもたち』勁草書房、2014年
中里日勝編『福田会沿革畧史』福田会、1909（明治42）年（金子光一監修『社会福祉施設史資料集成第1期　第3巻』株式会社日本図書センター、2010年）
橋元伸也・沢山美果子編『保護と遺棄の子ども史』昭和堂、2014年
室田『子どもの人権問題資料集』不二出版、2009年6月～2010年6月
吉田久一『日本社会事業の歴史』勁草書房、1960年
吉田久一『日本近代仏教社会史研究』吉川弘文館、1964年

〈註〉

1）施設の移転、長谷寺と御料地の構図などの変遷は拙稿2015、5-6頁参照。

2）滝口は、明治学院大学の紀要に福田会育児院と複数の施設の比較分析した論文を発表している。

3）研究会名を「福田会育児院史研究会」とし、2008年度から資料整理を中心に研究作業を進め、以下のようなものをまとめてきた。
- 宇都榮子「福田会育児院所蔵史料調査報告」（『福祉専修』第29号、専修大学社会福祉学会、2008、15-33）
- 宇都榮子「福田会育児院創立の経緯と開設当初の組織 ―創立に関わった人びとの検討を中心に―」（『東京社会福祉史研究』第3号、東京社会福祉史研究会、2009、77-102）

2011年度から2014年度は、科学研究費助成事業基盤研究（B）（研究代表者宇都）による研究作業を行い、以下のような研究成果をまとめてきた。
- 宇都榮子「明治期における福田会育児院の規程類とその実施状況 ―組織・職員構成、入所児童取り扱い方法の検討―」（『東京社会福祉史研究』第5号、東京社会福祉史研究会、2011、63-102）
- 野口武悟・宇都榮子・菅田理一・土井直子「福田会育児院設立初期の規程・組織等の検討」（『専修大学社会科学年報』第45号、専修大学社会科学研究所、2011、129-152）
- 野口武悟・宇都榮子・土井直子・菅田理一・梅原基雄「福田会育児院史研究の基礎的資料の整理 ―福田会育児院年表第一次稿―」（『福祉専修』第32号、専修大学社会福祉学会、2011、9-47）
- 宇都榮子・野口武悟・小池隆生・菅田理一・土井直子「福田会育児院史研究の基礎的資料の整理　その2 ―福田会育児院年表第一次稿補訂版―」（『福祉専修』第33号、専修大学社会福祉学会、2012、13-60）
- 宇都榮子・野口武悟・菅田理一「福田会育児院史研究の基礎的資料の整理　その3 ―福田会育児院年表第一次稿補訂版2―」（『福祉専修』第34号、専修大学社会福祉学会、2013年19-98）
- 野口武悟・菅田理一・江連崇「昭和戦前期の福田会育児院における里親委託」（『東京社会福祉史研究』第6号、2013、57-69）
- 宇都榮子「福田会育児院研究の基礎的資料の整理　その4」（『福祉専修』第35号、2014、23-56）
- 菅田理一「福田会育児院の里親委託制度における里子取扱委員の役割と機能」（『社会事業史研究』第47号、2015、31-47）
- 宇都榮子「福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織」（『社会福祉』第55号、2015、93-115）

4）2014年度・2015年度の論文は以下である。
- 「福田会育児院における院内処遇史① ―

先行研究と福田会規程類・月報からの検討―」（『福祉専修』第35号、専修大学社会福祉学会、2014）
- 「福田会育児院における院内処遇史 ―その②／明治・大正期の院内の生活や活動に関する仏教・組織・職員の役割―」（『東京社会福祉史研究』第9号、東京社会福祉史研究会2015年5月）

2014年度から2015年度までの学会発表内容は以下である。

- 東京社会福祉史研究会第第88回例会（専修大学、2014年3月22日）
  定例会報告「福田会育児院における院内処遇史（初期報告）」
- 社会事業史学会第42回大会（長崎純心大学、2014年5月10・11日）
  自由論題報告「明治・大正期の児童養護実践についての一考察 ―福田会育児院に於ける明治末期から大正初期の院内処遇に関する資料をもとに―」
- 日本社会福祉学会第62回秋季大会（早稲田大学、2014年11月29・30日）
  口頭発表「明治・大正期の児童養護実践が形成される過程についての一考察 ―福田会育児院における院内の生活や活動に関する資料をもとに―」
- 社会事業史学会第43回大会（愛知県立大学、2015年5月9・10日）
  自由論題報告「福田会育児院の入院児童の退院理由に関する事例分析 ―仏教と社会的養護②―」
- 日本社会福祉学会第63回秋季大会（久留米大学、2015年9月19・20日）
  口頭発表「児童養護における自立支援につながる実践史の一考察 ―明治～昭和期の福田会育児院の院児の修業内容と自立にかかわる事例を通して―」

5）本稿ではごく近年のものに限定してとりあげているが、同時期の施設である岡山孤児院に関する菊池義昭、細井勇等の先行研究論文、家庭学校に関する留岡清男、土井洋一、仁井仁美等の先行研究論文など多数存在している（拙稿2014：註3）。養護内容でも今回の論点である修業や独立・就職に限定したものは少ないといえる。

6）関係資料の掲載されているものとして、社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』（1985年）があり、その中の「本邦社会事業概要」（社会局社会部、昭和8年）には、「第八節　児童保護施設」で、「児童保護事業は之を沿革的に見ると各国何れも初めは孤児、棄児等に対する事後の救済に留って居ったのである。然るに欧米各国に於いては十八世紀の末葉産業革命に伴うて工業の機械化、人口の都市集注、労働階級の出現、婦人労働等各種の社会現象が起って来た為めに、児童問題も其の範囲が非常に広範になったばかりでなく、予防的事前的の方面に主力を注ぐに至ったのである。」とし、日本における児童保護事業も同様に発達してきたと概説されている。また、「児童保護事業は其の範囲頗る広範であるが、就中最も緊急にして根本的なるは貧児保護事業殊に貧困児童に関する養育施設である。」との説明もなされてあり、「児童保護施設は児童に関する経済、保健、教育及職業の諸問題に関係して其の範囲は極めて広範であるが、以下、便宜上、妊産婦、乳幼児、病弱児、貧困児童、児童虐待防止、不良児童、異常児童、児童保護運動の八部門に分つて其の現況を説明」している。「少年の職業紹介」は、「第六　失業保護施設」の中に分類され、「職業紹介事業」の「婦人及少年の職業紹介」として説明されている。

7）本研究において、筆者なりに時期区分をおこなうことは今後の課題としている。そのため、今回は明治・大正・昭和・戦後という資料整理時の分け方でみていくこととする。

8）「福祉の複合体論」については、高田実らを中心に研究が進められており、近年の出版物として、『近代ヨーロッパの探究⑮　福祉』のなかでヨーロッパ各国を例に述べられている。「福祉は、家族、企業、地域社会、相互扶助団体、慈善団体、商業保険会社、宗教組織、地方公共団体、国家、超国家組織などの多様な歴史的主体と多元的な原理によって構成された構造的複合体である。」と表現されている。

9）規程類における入院資格や入院年齢などについての明治期の整理を宇都（2011）がおこなっているため、そちらを参照されたい。

10）福田会による「月報」は、欠号もあるため、明確ではない部分もあるが、1903（明治36）年2月10日発行の第2号～1913（大正2）年4月10日発行の第124号までは『福田会月報』、1913（大正2）年5月10日発行の第126号は『福田』、1913（大正2）年7月10日発行の第127号～1916（大正5）年11月28日発行の第157号までは『ふくでん』、1917（大正6）年1月28日発行の第158号～1920（大正9）年12月28日発行の第202号までは『フクデン』と名称が変遷した。掲載記事の内容としては、院報として福田会育児院に関する記事が中心となり、院児の事や院児と保母のかかわりの事、役員の事や訪問者や関係者の事、寄付者と金額、広告などがあり、人数や会計などの事業報告も時々みられ、その他慈善や教育の動向など時事に関する説明などもされている。養育内容の実態の一部を把握するためにも貴重な資料であると判断できるが、福田会育児院が作成しているものであるため、同時代の記事と照合して用いる必要があると考えられる。

年・号	名称
1903（明治36）年2月10日発行第2号～1913（大正2）年4月10日発行第124号	『福田会月報』
1913（大正2）年5月10日発行の第126号	『福田』
1913（大正2）年7月10日発行第127号～1916（大正5）年11月28日発行第157号	『ふくでん』
1917（大正6）年1月28日発行第158号～1920（大正9）年12月28日発行第202号	『フクデン』

11）福田会育児院が修業先を用意しているといえるが、どのようにして修業先を確保していたのかなどは明確ではない。また、修業先はどのような人・地域社会なのかということは今後調べていくこととする。

12）全ての児童原簿類に住所等が記載されているとは限らないが、把握できるものの抽出を行い、マッピングすることもできるのではないかと考えている。

13）関連法として、明治期からの法律として「恤救規則」があり、「1874（明治7）年12月8日、太政官達第162号。明治新政権による初めての国家レベルの救貧法・救貧制度。1929（昭和4）年の「救護法」成立まで日本の救貧制度として存続した。この規則の成立は滋賀県が廃藩置県前に管下窮民を救済していた慣例にもとづき、明治新政権下でも同様の救助を継続するよう大蔵省宛に申請したことに始まる。規則前文には、①救貧恤救は人民相互の情誼によること、②しかし放置できない「無告の窮民」は救済することなどが定められた。救助対象は独身で身寄りがなく労働不能な極貧者、重病・老衰の70歳以上高齢者、疾病者、13歳以下の幼者で、救助内容は1か年米1石8斗から7斗、疾病者は1日男米3合女2合の割で米代を支給した。救助は1875年7月内務省達「窮民恤救調査箇条」により厳しく制限された。明治期に2度にわたって改正案が提案されたが成立に至らなかった。（以下省略）」（『社会福祉辞典』大月書店、2005年）というものであった。その後、「救護法」が成立し、「1929年公布・1932年施行、法律39号。生活困窮者の公的な救済を救護行政として定めた法律。恤救規則（1874年）に代わり制定された。救護を受ける対象は、貧困のため生活不能であること、扶養義務者による扶養が不可能なこと、働くことができないこと、という条件をすべて満たし、そのうえで①65歳以上の老衰者、②13歳以下の幼者（1歳以下の乳児についてはその母を含む）、③妊産婦、④「不具廃疾」・疾病・傷痍その他精神または身体の「障碍」、という要件のいずれかに該当する者に限られた。救護の内容は生活扶助、医療、助産、生業扶助および埋葬費支給、救護の方法は居宅救護、が原則で例外的に救護施設に入所させるかたちがとられた。救護の実施機関は市町村長とされ、市町村長の補助機関として方面委員が置かれた。救護費用は原則として市町村の負担とされ、国庫、道府県から補助を受けるかたちがとられた。この法

律により救護は国の行政事務として義務的に行われることとなったが、対する要援護者の救護を受ける権利は行政的には認められなかった。公布後、方面委員による実施促進運動が展開され、1931（昭和6）年全国方面委員代用者大会における天皇への上奏決議を経て、財源確保のための競馬法改正が行われ、ようやく施行された。その後、この法律の諸規定は、方面委員令（1936年）、母子保護法（1937年）、社会事業法（1938年）、医療保護法（1941年）などに分化していった。戦後、生活保護法（1946年）により廃止。」（『社会福祉辞典』大月書店、2005年）と変化していったが、「軍事救護法」や「軍事扶助法」（戦前における、傷病兵や出征兵士遺家族への救済法規。一般窮民に対する公的救済が長く恤救規則のままであったのに対し、さきがけて整備されたのは、傷病兵や出征兵士遺家族が生活困難に陥った場合の救済である。すでに1904（明治37）年に下士兵卒家族救助令が制定されていたが、1917（大正6）年に全額国庫負担で公民権否定をともなわない軍事救護法が、恤救規則とは性格の異なる救済立法として制定された。さらに1937（昭和12）年に軍事扶助法へと発展し、扶助の条件の緩和などが行われた。軍事関係の救済が優先的に整備されたのは、国防上の見地から、兵役にともなう生活難への国家的対応の要請が無視できなかったことによる。しかし、軍事救護法制定に武藤山治による運動の成果が大きかったように、軍事関係の救済さえ、容易に進んだものではなかったうえ、武藤が権利を主張したにもかかわらず、国家の温情として与えられたにすぎなかった。（『社会福祉辞典』大月書店、2005年））、「児童虐待防止法」（旧児童虐待防止法（1933年）とされ、その対象を満15歳までとし児童労働の酷使の問題に限定していた（『社会福祉辞典』大月書店、2005年））なども影響を与えたと考えられる。

14）寄留とは、戸籍法（大正3年制定）に合わせて制定された「寄留法」が大正4年に施行された。福田会育児院では入院後の院児に関する手続きとして行われている。『戸籍法及び寄留法』中川善之助（日本評論社版）を参考としてみていくと、寄留の種類として、「住所寄留」「居所寄留」「住所外寄留」があるが、明確に書かれている事例として、院外養育の里子になる場合は、里親のところへ「住所寄留」しているという記録がみられた。院内で生活する場合は、「寄留手続を済ます」などの記録があるのみだが、福田会育児院住所に「住所寄留」していると思われる。修業児は、修業先の住所に「寄留」しており、修業先を変えたりする際に「転寄留」したという記録がみられた。寄留の届け出は寄留者本人であるが、事情によっては同居者または事実上の世帯管理者が代ってとあり、福田会育児院では職員が行っていると思われる。届け出期限があるが、福田会育児院では、児童の戸籍の状態や確認にどのくらい時間がかかるかにより違ってくる。入院後、翌日のこともあれば、数日・数か月後に届け出ているなどさまざまである。また、無戸籍の児童もおり、手続きができないままという記録もみられた。

15）福祉行政の分野において、措置という言葉は、様々な意味内容で用いられているが、大別すると広義で用いられる場合と狭義で用いられる場合とがある。広義の福祉の措置とは、各福祉実定法において「福祉の措置」とか「福祉の保障」などという章だての下に組み込まれている諸施策の総称のことである。（…中略…）狭義の意味での福祉の措置は、行政庁による社会福祉サービス（なかんずく施設サービス）の決定ならびに給付行為のことを指して用いられている。とくに措置制度といった場合には、この後者の意味で（わけても福祉施設への入所措置を意味するものとして）用いられていることが多い。ちなみに福祉サービスの利用の仕方に関して、「措置から契約へ」といわれる場合の措置も、この後者の意味で使われている。なお、狭義の意味での措置を行う権限を持つ行政庁を、措置権者（措置期間）という。いわゆる「措置委託」とは、この措置権者が民間の社会福祉施設へ入所委託をすることである。また、入所措置に要する費用を「措置費」といい、民間施設

へ委託している場合の措置費を「措置委託費」という。(『社会福祉辞典』大月書店、2005年)

16) 児童福祉法(1947年、法律164号)は、新憲法下の第一特別国会で制定された。第二次世界大戦後、親や家族、家を失って食糧に事欠く子どもたちが焦土にあふれ、一刻も早く救い保護することが焦眉の課題であった。戦後の福祉立法のなかで旧生活保護法についで本法が制定されたのもそのためである。当初は「保護法」として構想立案されたが、中央社会事業委員会などの批判を受け、「すべて」の「児童」の「福祉法」として名称変更も含む修正が行われた。(以下省略)(『社会福祉辞典』大月書店、2005年)

17) 明治・大正・昭和(戦中)期は、「児童入院原簿」の記録より、戦後の事例は「児童名簿」より(いずれも社会福祉法人福田会育児院所蔵)を参考資料として作成した。表記において、育児番号は実際の番号とは異なる。この資料の通し番号とした。番号の下の説明は「入院理由」であり、「－」は無記名・情報のないものである。記述内容は、職業名は掲載するが、人名や地名などの固有名詞は伏せてある(施設名のみ一部掲載)。現代では使用しない表現と思われるものも、当時の表記のまま使用している場合がある。

18) 戦後は修業の有無や内容については確認できていない

19)「修業」という名称ではなくなっていく可能性もあるため、今後確認していく。1951(S26)年、児童福祉法の正式の制度として保護受託者(職親)が発足した。これは、要保護児童を養育すると同時に、将来の独立自活のための職業を身につけさせようとするものであった。その数は里親に比べ少なく、1952(S27年)に119人、1976(S51年)には20人となり、その後、2005年の法改正時に廃止となった(『児童福祉十年の歩み』、『児童福祉三十年の歩み』より)。廃止となる前までの「職親」の取り組みについて今後調べていく。近年、児童虐待防止対策の中でも着目されている。

20) これらは施設の業務に適性があるからなのか等確認する必要がある。

21) 職員の人数などの実態についての資料が無いため、更なる資料発掘と調査が必要である。